

岩手県収用委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

岩手県収用委員会

会長 須山 通治

岩手県収用委員会規則第1号

岩手県収用委員会運営規則の一部を改正する規則

岩手県収用委員会運営規則（昭和56年岩手県収用委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(会長の専決事項) 第15条 会長は、次に掲げる事項について専決することができる。 (1)～(4) [略] (5) <u>個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定に関する</u> こと。 (6) [略]	(会長の専決事項) 第15条 会長は、次に掲げる事項について専決することができる。 (1)～(4) [略] (5) <u>保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定並びに死者に関する情報の開示及び訂正の決定に関する</u> こと。 (6) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。